

神労基発 0911 第 1 号
令和 8 年 9 月 11 日

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会会長 殿

神奈川労働局労働基準部長
(公 印 省 略)

「作業環境測定士講習について」及び「インターネット等を介した
eラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生
教育等の実施について」の（一部）改正について

労働基準行政の運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚く御礼申
上げます。

さて、令和 8 年 10 月 1 日より個人ばく露測定に関する法令の改正が施行され
ることに伴い、作業環境測定士講習に関する法令も改正されることとなることか
ら、別添のとおり通達が改正されることとなりました。実際に作業環境測定士講
習を行う登録講習機関は神奈川労働局管轄内に現在はないことから、講習を実施
することはないかと思いますが、講習を受講する方がいると思われますので、参
考までに令和 8 年 9 月 1 日付け「作業環境測定士講習について」の一部改正につ
いて（別添通達 1）、及び、令和 8 年 9 月 2 日付け「インターネット等を介した e
ラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施に
ついて」の改正について（別添通達 2）を添付します。必要に応じて会員等に周
知していただきますようお願いいたします。

基 発 0901 第 13 号
令和 8 年 9 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「作業環境測定士講習について」の一部改正について

標記については、「作業環境測定士講習について」（昭和 51 年 6 月 17 日付け基発第 461 号。以下「講習通達」という。）により、作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）第 5 条に規定する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を実施する際の基本的な考え方及び留意事項が示されているところである。

今般、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）並びに労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和 8 年厚生労働省令第 116 号。以下「令和 8 年改正省令」）がそれぞれ令和 7 年 5 月 14 日、令和 8 年 7 月 29 日に公布されたことに伴い、講習通達の一部を、別添 1 の新旧対照表のとおり改正することとしたので、その適切な実施に遺憾なきを期されたい。

なお、改正後の本通達は、別添 2 で示すとおりである。

昭和 51 年 6 月 17 日付け基発第 461 号「作業環境測定士講習について」新旧対照表

改正後	現 行
基 発 第 4 6 1 号 昭和 51 年 6 月 17 日 一部改正 基 発 第 3 4 2 号 昭和 56 年 6 月 9 日 一部改正 基発第 0319009 号 平成 16 年 3 月 19 日 一部改正 基発 0127 第 12 号 令和 2 年 1 月 27 日 一部改正 基発 0901 第 13 号 令和 8 年 9 月 1 日 都道府県労働局長 殿 厚生労働省労働基準局長 (公 印 省 略) 作業環境測定士講習について 作業環境測定法(昭和 50 年法律第 28 号。以下「法」という。)第 5 条に定める作業環境測定士講習(以下「講習」という。)の実施については、下記によることとしたので了知の上、適正な運用を期せられたい。 記 1 講習の実施者について 講習は、<u>法第 5 条の規定に基づき厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けた者(以下「登録講習機関」という。)</u>が行うこと。ただし、<u>法第 32 条第 3 項で読み替えて準用する労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 53 条の 2 第 1 項に定めるときは、同条の規定に基づき都道府県労働局長が行うこと。</u> (削る)	部内限 基 発 第 4 6 1 号 昭和 51 年 6 月 17 日 一部改正 基 発 第 3 4 2 号 昭和 56 年 6 月 9 日 一部改正 基発第 0319009 号 平成 16 年 3 月 19 日 一部改正 基発 0127 第 12 号 令和 2 年 1 月 27 日 都道府県労働局長 殿 厚生労働省労働基準局長 作業環境測定士講習について 作業環境測定法(昭和 50 年法律第 28 号。以下「法」という。)第 5 条に定める作業環境測定士講習(以下「講習」という。)の実施については、下記によることとしたので了知の上、適正な運用を期せられたい。 記 1. 講習の実施者について <u>法第 5 条により、講習は、都道府県労働基準局長又は労働大臣若しくは都道府県労働基準局長の登録する者(以下「登録講習機関」という。)</u>が行うこととされているが、<u>当面登録講習機関によって行うこと。</u> 2. (削除)

2 講習の実施方法について

講習の実施方法については、作業環境測定士規程(昭和 51 年労働省告示第 16 号。以下「作環士規程」という。)第 3 条によるほか、次によること。

(1) 1 回の講習の対象人員

イ 作環士規程第 3 条に規定する講習の科目のうち「労働衛生管理の実務」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」及び「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務(個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。)」の対象人員は、1 回当たり 50 人以内とすること。

ロ 作環士規程第 3 条に規定する講習の科目のうち「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」の対象人員は、1 回当たり原則として別紙 1 の「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」の(2)の項目において使用する機器等の備付け数の合計数に 6 を乗じて定まる数以内の人数とし、かつ、50 人以内とすること。

ハ 作環士規程第 3 条に規定する講習の科目のうち「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」の対象人員は、1 回当たり別紙 1 の「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」の(2)の項目において使用する機器等の備付け数に 10 を乗じて定まる数以内の人数とし、かつ、50 人以内とすること。

ニ 作環士規程第 3 条に規定する講習の科目のうち「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」及び「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」の対象人員は、1 回当たり原則として別紙 1 の「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」及び「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」のそれぞれについて(2)の項目において使用する機器等の備付けの数に 6 を乗じて定まる数以内の人数とし、かつ、50 人以内とすること。

(2) 具体的講習方法

各講習科目の具体的講習方法は、別紙 1 「講習の具体的実施方法」によること。ただし、修了試験については、次の(3)によること。

(3) 修了試験

イ 作環士規程第 3 条第 3 項の修了試験(以下「修了試験」という。)は、学科試験及び実技試験により実施するものとし、当該修了試験に係る講習時間の全時間を受講した者に対して行うものであること。

ただし、実技試験は作環士規程第 3 条に規定する講習の科目のうち「労働衛生管理の実務」については行わないものとする。

ロ 修了試験は、講習の効果を把握するためのものとし、講習の内容を十分に理解しているか否かの判定ができる程度のものとする。

ハ 学科試験は、次によること。

(イ) 学科試験は、筆記試験により行うことを原則とし、受験者が文字を書くことが

3. 講習の実施方法について

講習の実施方法については、作業環境測定士規程(昭和 51 年労働省告示第 16 号。以下「測定士規程」という。)第 3 条によるほか、次によること。

(1) 1 回の講習の対象人員

イ 規則第 25 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる科目の講習の対象人員は、1 回当たり、50 人以内とすること。

ロ 規則第 25 条第 1 項第 3 号に掲げる科目の講習の対象人員は、1 回当たり原則として別紙 1 の 2 の(1)に掲げる機械、設備、施設等の備付け数の合計数に 6 を乗じて定まる数以内の人数とし、その最高限度を 50 人とすること。

ハ 規則第 25 条第 1 項第 4 号に掲げる科目の講習の対象人員は、1 回当たり別紙 1 の 2 の(2)に掲げる機械、設備、施設等の備付け数の合計数に 10 を乗じて定まる数以内の人数とし、その最高限度を 50 人とすること。

ニ 規則第 25 条第 1 項第 5 号から第 7 号までに掲げる科目の講習の対象人員は、1 回当たり原則として別紙 1 の 2 の(3)に掲げる機械、設備、施設等であって、講習の科目のそれぞれについて別紙 2 の具体的実施方法の欄の②により受講者に 6 を乗じて定まる数以内の人数とし、その最高限度を 50 人とすること。

(2) 具体的講習方法

各講習科目の具体的講習方法は、別紙 2 「講習の具体的実施方法」によること。ただし、修了試験については、次の(3)によること。

(3) 修了試験

イ 測定士規程第 3 条第 3 項の修了試験(以下「終了試験」という。)は、筆記試験及び実技試験により実施するものとし、当該終了試験に係る講習時間の全時間を受講した者に対して行うものであること。

ただし、実技試験は規則第 25 条第 1 項第 1 号の科目については行わないものとする。

ロ 修了試験は、講習の効果を把握するためのものとし、講習の内容を十分に理解しているか否かの判定ができる程度のものとする。

ハ 筆記試験は、次によること。

(新設)

困難である場合等筆記試験によることができない場合は、口述試験等の代替措置を講じること。なお、代替措置を実施した場合における試験の時間については、受講者の状況に応じて適切な時間とすること。

- (ロ) 学科試験の方法については、作業環境測定士規程第3条に規定する講習の科目のうち「労働衛生管理の実務」及び「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）は、併せて試験を実施するものとし、両科目の講習終了後1時間を当てるものとする。また、同条に規定する講習の科目のうち「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」、「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」及び「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」については、科目別に試験を行うものとし、講習終了後、それぞれ30分間（「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」の場合は60分間）を当てるものとする。

- (ハ) 学科試験は、作業環境測定士規程第3条に規定する講習の科目のうち「労働衛生管理の実務」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」及び「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）については、択一式又は記入式により、同条に規定する講習の科目のうち「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」及び「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」については記述式又は実習の際に作成したレポートにより実施すること。

ニ 実技試験は、次によること。

- (イ) 別紙2に示す方法により行うこと。

- (ロ) 学科試験の終了後1人当たり数分程度で実施すること。

- (ハ) 登録講習機関が別に実施する実技に関する講習（作業環境測定士規程第3条に規定する講習の科目のうち「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）」、「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」及び「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」について、それぞれ6時間以上とする。）を修了した者又は作業環境測定士の資格を有する者（作業環境測定士規程第3条に規定する講習の科目のうち「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う

- (イ) 筆記試験の方法については、作業環境測定士規程第3条に規定する講習の科目のうち「労働衛生管理の実務」及び「作業環境測定についてデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法以外のものに係るものは、併せて試験を実施するものとし、両科目の講習終了後1時間を当てるものとする。また、同条に規定する講習の科目のうち、「作業環境についてデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」及び規則別表第1号から第5号までの作業場の作業環境について行う分析の実務に関する科目については、科目別に試験を行うものとし、講習終了後、それぞれ30分間を当てるものとする。

- (ロ) 筆記試験は、規則第25条第1項第1号及び第2号の科目については、択一式又は記入式により、同項第3号から第7号までの科目については記述式又は実習の際に作成したレポートにより実施すること。

ニ 実技試験は、次によること。

- (イ) 実技試験は、別紙3に示す方法により行うこと。

- (ロ) 実技試験は、筆記試験の修了後1人当たり数分程度で実施すること。

- (ハ) 実技試験については、登録講習機関が別に実施する実技に関する講習（サンプリング及び分析の実務について、それぞれ6時間以上とする。）を修了した者又は作業環境測定士の資格を有する者（規則第25条第1項第5号、第6号又は第7号の科目の講習を終了した者で、同項第5号、第6号又は第7号の科目のうち講習を終了していない科目を受講するものに限る。）等実技に係る能力を有すると認められる者に対しては省略しても差し支えないものであること。

分析の実務」又は「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」を修了した者で、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」又は「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」のうち修了していない科目を受講するものに限る。）等実技に係る能力を有すると認められる者に対しては省略しても差し支えないものであること。

(4) 講習修了者の決定等

イ 修了試験は、学科試験及び実技試験のそれぞれについて合否を判定し、両方の試験に合格した者を合格とすること。合否の判定は次によること。

(イ) 学科試験については、作環土規程第3条に規定する講習の科目のうち「労働衛生管理の実務」及び「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）」の場合には両科目を合わせて満点を100点とし、両科目を併せた得点が70点以上の者を、また、作環土規程第3条に規定する講習の科目のうち「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」、「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」及び「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」の場合には各科目の満点を100点とし、各科目の得点が70点以上の者を合格者とする。

(ロ) (略)

ロ 作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号。以下「規則」という。）第24条に規定する第一種作業環境測定士講習（以下「第1種講習」という。）の受講者にあつては、作環土規程第3条に規定する講習の科目のうち、次に掲げる（イ）、（ロ）及び（ハ）についての修了試験に合格した者（当該修了試験に加え、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」又は「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」に係る修了試験に合格した者を含む。）を第1種講習の修了者とする。

(イ) 「労働衛生管理の実務」

(ロ) 「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）」

(ハ) 「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」又は「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」のうち、いずれか1科目以上

ハ 規則第24条に規定する第二種作業環境測定士講習（以下「第2種講習」という。）の受講者にあつては、作環土規程第3条に規定する講習の科目のうち、次に

(4) 講習終了者の決定等

イ 終了試験は、筆記試験及び実技試験のそれぞれについて合否を判定し、両方の試験に合格した者を合格とすること。合否の判定は次によること。

(イ) 筆記試験については、規則第25条第1項第1号及び第2号の科目の場合には両科目を併せて満点を100点とし、両科目を併せた得点が70点以上の者を、また、同項第3号から第7号までの科目の場合には各科目の満点を100点とし、各科目ごとの得点が70点以上の者を合格者とする。

(ロ) (略)

ロ 規則第23条に規定する第1種作業環境測定士講習（以下「第1種講習」という。）の受講者にあつては、規則第25条第1項第1号及び第2号に掲げる科目並びに第3号から第7号までに掲げる科目のうちの1以上の科目についての修了試験に合格した者を第1種講習の修了者とする。

(新設)

(新設)

(新設)

ハ 規則第23条に規定する第2種作業環境測定士講習（以下「第2種講習」という。）の受講者にあつては、規則第25条第1項第1号及び第2号に掲げる科目を

掲げる(イ)及び(ロ)を併せた修了試験に合格した者(当該修了試験に加え、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」又は「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」に係る修了試験に合格した者を含む。)を第2種講習の修了者とする。

(イ)「労働衛生管理の実務」

(ロ)「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務(個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。)」

ニ 第1種講習の受講者であって、作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち、次に掲げる(イ)及び(ロ)を併せた修了試験に合格(当該修了試験に加え、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」又は「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」に係る修了試験に合格した者を含む。)したが、同条に規定する講習の科目のうち、次に掲げる(ハ)についての修了試験にも合格しなかった者については、受講者の申請により第2種講習の修了者としてすることができる。

(イ)「労働衛生管理の実務」

(ロ)「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務(個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。)」

(ハ)「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」及び「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」のいずれの科目

ホ 第1種講習の受講者であって、作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち、次に掲げる(イ)及び(ロ)を併せた修了試験に合格しなかったが、同条に規定する講習の科目のうち、次に掲げる(ハ)に合格した者については、次回以降の作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち(イ)及び(ロ)を再受講できるものとし、この場合再受講した科目に合格した者(当該修了試験に加え、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」又は「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」に係る修了試験に合格した者を含む。)に対しては、先に合格した科目と併せて第1種講習修了者としてすることができる。

(イ)「労働衛生管理の実務」

(ロ)「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務(個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。)」

(ハ)「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」及び「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」のいずれか

併せた修了試験に合格した者を第2種講習の修了者とする。

(新設)

(新設)

ニ 第1種講習の受講者であって、規則第25条第1項第1号及び第2号に掲げる科目を併せた修了試験に合格したが、第3号から第7号までに掲げる科目のいずれの科目についての修了試験に合格しなかった者については、受講者の申請により第2種講習の修了者とする。

(新設)

(新設)

(新設)

ホ 第1種講習の受講者であって、規則第25条第1項第1号及び第2号に掲げる科目を併せた修了試験に合格しなかったが、第3号から第7号までに掲げる科目のいずれかの科目に合格した者については、次回以降の同項第1号及び第2号に掲げる科目の講習を再受講できるものとし、この場合再受講した科目に合格した者に対しては、先に合格した科目と併せて第1種講習修了者としてすることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(削る)

別紙1

「講習の具体的実施方法」

講習の科目	講習科目の範囲及び実施方法	時間
労働衛生管理の実務	(1) 有害因子と健康障害 ①有害因子の健康に与える影響及び②有害物の取扱いから健康への影響発現に至る経路について、講義方式により教育すること。 (2) 有害物の体内侵入の形態 ①呼吸器を介しての侵入、②消化器を介しての侵入及び③皮膚を介しての侵入の各形態について、講義方式により教育すること。 (3) 有害物の量に関する指標 ①ばく露限界（量－反応、量－影響関係及び許容濃度）、②生物学的限界値、③管理濃度及び④種々の評価基準の位置づけについて、講義方式により教育すること。 (4) 作業環境管理の進め方 ①労働衛生管理における環境管理と健康管理の関係、②作業環境測定の結果に対する評価基準、③作業環境改善の原則及び④作業環境改善の工学的対策について、講義方式により教育すること。	6時間 (1)～(3)については、 <u>合わせて3時間</u> (4)については、 3時間
作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの	(1) 作業環境測定の目的 作業環境測定における個人サンプリング法によるものの位置付け及び目的について、講義形式により教育すること。 (2) 個人サンプリング法に係るデザインの方法 事前調査の方法並びにその結果を踏まえた①測定対象物の決定、②単位作業場所の設定、③測定対象者の設定方法（C測定及びD測定）、④測定実施日の選定、⑤測定時間帯の設定及び⑥サンプリング	8時間 (1)及び(2)については <u>合わせて5時間</u>

別紙1 (削除)

別紙2

「講習の具体的実施方法」

講習の科目	講習科目の範囲及び実施方法	時間
労働衛生管理の実務	(1) 有害因子と健康障害 ①有害因子の健康に与える影響及び②有害物の取扱いから健康への影響発現に至る経路について、講義方式により教育すること。 (2) 有害物の体内侵入の形態 ①呼吸器を介しての侵入、②消化器を介しての侵入及び③皮膚を介しての侵入の各形態について、講義方式により教育すること。 (3) 有害物の量に関する指標 ①ばく露限界（量－反応、量－影響関係及び許容濃度）、②生物学的限界値、③管理濃度及び④種々の評価基準の位置づけについて、講義方式により教育すること。 (4) 作業環境管理の進め方 ①労働衛生管理における環境管理と健康管理の関係、②作業環境測定の結果に対する評価基準、③作業環境改善の原則及び④作業環境改善の工学的対策について、講義方式により教育すること。	6時間 (1)～(3)については、 <u>併せて3時間</u> (4)については、 3時間
作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの	(1) 作業環境測定の目的 作業環境測定における個人サンプリング法によるものの位置付け及び目的について、講義形式により教育すること。 (2) 個人サンプリング法に係るデザインの方法 事前調査の方法並びにその結果を踏まえた①測定対象物質の決定、②単位作業場所の設定、③測定対象者の設定方法（C測定及びD測定）、④測定実施日の選定、⑤測定時間帯の設定及び⑥サンプリング	8時間 (1)及び(2)については <u>併せて5時間</u>

	時間の設定について、講義形式により教育するとともに、具体的な例題を与え単位作業場所及び測定対象者の設定等をさせ、その結果について討議を行うこと。 また、⑦測定値の整理、⑧測定結果の検討及び⑨評価のための計算の手順について、講義形式により教育するとともに、具体的な例題を与え評価させること。 (3) 個人サンプリング法に係るサンプリングの方法 個人サンプリング法の対象物質（<u>個人サンプリング法対象特化物、鉛、有機溶剤及び粉じん（遊離けい酸含有率が極めて高いものを除く。）</u>）の採取方法及び採取した試料の管理方法について、講義形式により教育するとともに、実際に試料採取機器（個人サンプラー）を取り扱わせて教育すること。 また、採取した試料の分析方法の概要及び定量下限について、講義形式により教育すること。 (4) 簡易測定機器とその取扱い 個人サンプリング法に使用可能な簡易測定機器（検知管方式の測定機器を含む。）の原理及び取扱方法について、講義形式により教育すること。	(3)及び(4)については <u>合わせて</u> 3時間			グ時間の設定について、講義形式により教育するとともに、具体的な例題を与え単位作業場所及び測定対象者の設定等をさせ、その結果について討議を行うこと。 また、⑦測定値の整理、⑧測定結果の検討及び⑨評価のための計算の手順について、講義形式により教育するとともに、具体的な例題を与え評価させること。 (3) 個人サンプリング法に係るサンプリングの方法 個人サンプリング法の対象物質（<u>低管理濃度特定化学物質、鉛及び有機溶剤</u>）の採取方法及び採取した試料の管理方法について、講義形式により教育するとともに、実際に試料採取機器（個人サンプラー）を取り扱わせて教育すること。 また、採取した試料の分析方法の概要及び定量下限について、講義形式により教育すること。 (4) 簡易測定機器とその取扱い 個人サンプリング法に使用可能な簡易測定機器（検知管方式の測定機器を含む。）の原理及び取扱方法について、講義形式により教育すること。	(3)及び(4)については <u>併せて</u> 3時間	
<u>作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの</u> (※)	(1) <u>作業環境測定の目的</u> 作業環境測定における個人ばく露測定によるものの位置付け及び目的について、講義形式により教育すること。 (2) <u>個人ばく露測定に係るデザインの</u>方法 事前調査の方法並びにその結果を踏まえた①測定対象物の決定、	8時間 (1)、(4)及び(5)については<u>合わせて</u>2時間 (2)及び(3)については<u>合わせて</u>6時間	(新設)	(新設)	(新設)		

②測定対象者の設定方法、③測定実施日の選定、④測定時間帯の設定及び⑤サンプリング時間の設定について、講義形式により教育するとともに、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年4月27日技術上の指針公示第24号。以下「濃度基準値等に係る技術上の指針」という。）の2-2-2及び3-1並びに作業環境測定基準（昭和51年厚生労働省告示第46号）第2条の2、第10条の2、第10条の3、第11条の2、第14条及び第15条について、講義形式により教育するとともに、具体的な例題を与え、濃度基準値等に係る技術上の指針2-2-2に規定する均等ばく露作業の特定及び測定対象者の設定等をさせ、その結果について討議を行うこと。

(3) 個人ばく露測定に係るサンプリングの方法

個人ばく露測定の対象物（粉じん、特定化学物質、溶接ヒューム、鉛、有機溶剤等及びリスクアセスメント対象物）の採取方法及び採取した試料の管理方法について、講義形式により教育するとともに、濃度基準値等に係る技術上の指針の3-2及び4並びに測定基準第2条の2、第10条の2、第10条の3、第11条の1、第14条及び第15条について講義形式により教育するとともに、実際に試料採取機器（個人サンプラー）を取り扱わせて教育すること。

また、採取した試料の分析方法の概要及び定量下限について、講義形式により教育すること。

	(4) <u>個人ばく露測定の結果の評価</u> <u>濃度基準値等に係る技術上の指針の5について、講義形式により教育すること。</u> (5) <u>呼吸用保護具の選択</u> <u>濃度基準値等に係る技術上の指針の7-2、7-3及び7-4並びに第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等（令和4年厚生労働省告示第341号）第2条、第5条、第8条及び第11条並びに金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る有効な呼吸用保護具の選択方法等（令和2年厚生労働省告示第286号）第2条について、講義形式により教育するとともに、具体的な例題を与え要求防護係数の決定及び適切な保護具の選択をさせ、その結果について討議を行うこと。</u> <u>また、実際に呼吸用保護具を取り扱わせ、教育すること。</u>				
<u>作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）</u>	(1) <u>作業環境測定の目的</u> ①<u>作業環境測定（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）の位置付け及び目的について、講義形式により教育すること。</u> (2) <u>デザイン（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）の方法</u> ①測定対象物の決定、②単位作業場所の設定、③測定点の設定方法（A測定及びB測定）、④測定実施日の選定、⑤測定時間帯の設定及び⑥サンプリング時間の設定について、講義形式により教育するとともに、具体的な例題を与え単位作業場所及び測定点の設定等を	12時間 (1)及び(2)については<u>合わせて6時間</u>	<u>作業環境について行うデザイン及びサンプリングのうち個人サンプリング法以外のものに係るもの</u>	(1) 作業環境測定の目的 ①作業環境測定の位置付け及び<u>作業環境測定の目的について、講義形式により教育すること。</u> (2) デザイン（個人サンプリング法を除く。）の方法 ①測定対象物質の決定、②単位作業場所の設定、③測定点の設定方法（A測定及びB測定）、④測定実施日の選定、⑤測定時間帯の設定及び⑥サンプリング時間の設定について、講義形式により教育するとともに、具体的な例題を与え	12時間 (1)及び(2)については<u>併せて6時間</u>

	させ、その結果について討議を行うこと。 また、⑦測定値の整理、⑧測定結果の検討及び⑨評価のための計算の手順について、講義形式により教育するとともに、具体的な例題を与え評価させること。 (3) サンプルング（個人サンプルング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）の方法 鉱物性粉じん、特定化学物質、鉛及び有機溶剤等の採取方法及び採取した試料の管理方法について、実際に試料採取機器を取り扱わせ、教育すること。 (4) 簡易測定機器とその取扱い ①相対濃度指示法及び②検知管法の原理及び取扱方法について、実際に簡易測定機器を取り扱わせ、教育すること。	(3)及び(4)については合わせて6時間			単位作業場所及び測定点の設定等をさせ、その結果について討議を行うこと。 また、⑦測定値の整理、⑧測定結果の検討及び⑨評価のための計算の手順について、講義形式により教育するとともに、具体的な例題を与え評価させること。 (3) サンプルング（個人サンプルング法を除く。）の方法 鉱物性粉じん、特定化学物質等、鉛及び有機溶剤の採取方法及び採取した試料の管理方法について、実際に試料採取機器を取り扱わせ、教育すること。 (4) 簡易測定機器とその取扱い ①相対濃度指示法及び②検知管法の原理及び取扱方法について、実際に簡易測定機器を取り扱わせ、教育すること。	(3)及び(4)については併せて6時間
規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務	(1) 重量分析方法、エックス線回折分析方法及び計数方法に用いる分析機器の取扱い上の注意事項について講義方式により教育すること。 (2) 次の事項について分析機器等を実際に取り扱わせ、使用上の注意事項を教育すること。 イ 鉱物性粉じん（石綿を除く。以下同じ。）の濃度の測定 ロ 重量分析方法による鉱物性粉じん中の遊離けい酸含有率の測定 ハ エックス線回折分析方法による鉱物性粉じん中の遊離けい酸含有率の測定 ニ 石綿の繊維数濃度の測定 ホ 石綿の重量濃度の測定	12 時間 (1)については、2 時間 (2)については、10 時間		別表第1号の作業場の作業環境測定について行う分析の実務	(1) 重量分析方法、エックス線回折分析方法及び計数方法に用いる分析機器の取扱い上の注意事項について講義方式により教育すること。 (2) 次の事項について分析機器等を実際に取り扱わせ、使用上の注意事項を教育すること。 イ 鉱物性粉じん（石綿を除く。以下同じ。）の濃度の測定 ロ リン酸法による鉱物性粉じん中の遊離けい酸含有率の測定 ハ エックス線回折分析方法による鉱物性粉じん中の遊離けい酸の測定 ニ 石綿の繊維数濃度の測定 ホ 石綿の重量濃度の測定	12 時間 (1)については、2 時間 (2)については、10 時間
規則別表第二号	(1) 全アルファ放射能計測方法、全	12 時間		別表第2号の作	(1) 全アルファ放射能計測方法、全	12 時間

の作業場の作業環境について行う分析の実務	ベータ放射能計測方法、全ガンマ放射能計測方法、アルファ線スペクトル分析方法、ベータ線スペクトル分析方法、ガンマ線スペクトル分析方法、放射化学分析方法及び蛍光光度分析方法に用いる分析機器等の取扱い上の注意事項について講義方式により教育すること。 (2) 全アルファ放射能計測方法、全ベータ放射能計測方法、全ガンマ放射能計測方法及びガンマ線スペクトル分析方法により標準線源を用い、その放射能を計測する手法について、分析機器等を実際に取り扱わせ、使用上の注意事項を教育すること。	(1)については、 2時間 (2)については、 10時間	業場の作業環境測定について行う分析の実務	ベータ放射能計測方法、全ガンマ放射能計測方法、アルファ線スペクトル分析方法、ベータ線スペクトル分析方法、ガンマ線スペクトル分析方法、放射化学分析方法及びけい光光度分析方法に用いる分析機器等の取扱い上の注意事項について講義方式により教育すること。 (2) 全アルファ放射能計測方法、全ベータ放射能計測方法、全ガンマ放射能計測方法及びガンマ線スペクトル分析方法により標準線源を用い、その放射能を計測する手法について、分析機器等を実際に取り扱わせ、使用上の注意事項を教育すること。	(1)については、 2時間 (新設)
規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務	(1) 吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び重量分析方法に用いる分析機器等の取り扱い上の注意事項について講義方式により教育すること。 (2) 次の事項について、分析機器等を実際に取り扱わせ、使用上の注意事項を教育すること。 イ 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第三第一号（6及び8を除く。）及び第二号（3の2、10、11、13、13の2、15の2、21、22、23の3、27の2、33、34の2、34の3及び37を除く。）に掲げる物質のうちから、作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）により吸光光度分析方法により分析を行うことができるとされているものを1つ選び、吸光光度分析方法用の標準試料を作成すること。	12時間 (1)については、 2時間 (2)については、 10時間	別表第3号の作業場の作業環境測定について行う分析の実務	(1) 吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、けい光光度分析方法及び重量分析方法に用いる分析機器等の取り扱い上の注意事項について講義方式により教育すること。 (2) 次の事項について、分析機器等を実際に取り扱わせ、使用上の注意事項を教育すること。 イ 労働安全衛生法施行令別表第三第一号（6及び8を除く。）及び第二号（4、10、11、13、15、21、22、33及び37を除く。）に掲げる物質のうちから、作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）により吸光光度分析方法により分析を行うことができるとされているものを1つ選び、吸光光度分析方法用の標準試料を作成すること。 次に、作成した標準試料と同じ物質であらかじめ調整された濃度未知の試料の濃度を吸光光	12時間 (1)については、 2時間 (2)については、 10時間

		次に、作成した標準試料と同じ物質であらかじめ調整された濃度未知の試料の濃度を吸光光度分析方法により測定すること。 ロ イに掲げる物質のうちから、作業環境測定基準によりガスクロマトグラフ分析方法により分析を行うことができるとされているものを1つ選び、ガスクロマトグラフの分析方法用の標準試料を作成すること。 次に、作成した標準試料と同じ物質であらかじめ調整された濃度未知の試料の濃度をガスクロマトグラフ分析方法により測定すること。				度分析方法により測定すること。 ロ 労働安全衛生法施行令別表第三第一号（6及び8を除く。）及び第二号（4、10、11、13、15、21、22、33 及び 37 を除く。）に掲げる物質のうちから、作業環境測定基準によりガスクロマトグラフ分析方法により分析を行うことができるとされているものを1つ選び、ガスクロマトグラフの分析方法用の標準試料を作成すること。 次に、作成した標準試料と同じ物質であらかじめ調整された濃度未知の試料の濃度をガスクロマトグラフ分析方法により測定すること。	
規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務	(1) 吸光光度分析方法、原子吸光分析方法、<u>蛍光光度分析方法及び誘導結合プラズマ質量分析方法</u>に用いる分析機器等の取り扱い上の注意事項について講義方式により教育すること。 (2) 次の事項について、分析機器等を実際に取り扱わせ、使用上の注意事項を教育すること。 イ 労働安全衛生法施行令別表第三第一号 6 並びに第二号 <u>3 の 2、10、11、13、13 の 2、15 の 2、21、22、23 の 3、27 の 2</u> 及び 33 に掲げる物並びに鉛のうちから作業環境測定基準により吸光光度分析方法により分析を行うことができるとされているものを1つ選び、吸光光度分析方法に用いる標準試料を作成すること。	12 時間 (1)については、2 時間 (2)については、10 時間		別表第 4 号の作業場の作業環境測定について行う分析の実務	(1) 吸光光度分析方法、原子吸光分析方法、<u>ポーログラフ分析方法及びけい光光度分析方法</u>に用いる分析機器等の取り扱い上の注意事項について講義方式により教育すること。 (2) 次の事項について、分析機器等を実際に取り扱わせ、使用上の注意事項を教育すること。 イ 労働安全衛生法施行令別表第三第一号 6 並びに第二号 10、11、13、<u>15、21、22、及び 33</u> に掲げる物質のうちから作業環境測定基準により吸光光度分析方法により分析を行うことができるとされているものを1つ選び、吸光光度分析方法に用いる標準試料を作成すること。 次に、作成した標準試料と同じ物質で、あらかじめ調整され	12 時間 (1)については、2 時間 (2)については、10 時間	

		次に、作成した標準試料と同じ物質で、あらかじめ調整された濃度未知の試料の濃度を吸光光度分析方法により測定すること。 ロ イに掲げる物質のうちから、作業環境測定基準により原子吸光分析方法により分析を行うことができるものとされているものを1つ選び、原子吸光分析方法に用いる標準試料を作成すること。 次に、作成した標準試料と同じ物質であらかじめ調整された濃度未知の試料の濃度を原子吸光分析方法により測定すること。			た濃度未知の試料の濃度を吸光光度分析方法により測定すること。 ロ 労働安全衛生法施行令別表第三第一号6並びに第二号10、11、13、15、21、22、及び33に掲げる物質のうちから、作業環境測定基準により原子吸光分析方法により分析を行うことができるものとされているものを1つ選び、原子吸光分析方法に用いる標準試料を作成すること。 次に、作成した標準試料と同じ物質であらかじめ調整された濃度未知の試料の濃度を原子吸光分析方法により測定すること。	
規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務	(1) 吸光光度分析方法及びガスクロマトグラフ分析方法に用いる分析機器等の取り扱い上の注意事項について講義方式により教育すること。 (2) 次の事項について、分析機器等を実際に取り扱わせ、使用上の注意事項を教育すること。 イ 労働安全衛生法施行令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる物質のうちから、作業環境測定基準により吸光光度分析方法により分析を行うことができるものとされているものを1つ選び、吸光光度分析方法に用いる標準試料を作成すること。 次に、作成した標準試料と同じ物質で、あらかじめ調整された濃度未知の試料の濃度を吸光光度分析方法により測定すること。 ロ イに掲げる物質のうちから、	12 時間 (1)については、 2 時間 (2)については、 10 時間		別表第5号の作業場の作業環境測定について行う分析の実務	(1) 吸光光度分析方法及びガスクロマトグラフ分析方法に用いる分析機器等の取り扱い上の注意事項について講義方式により教育すること。 (2) 次の事項について、分析機器等を実際に取り扱わせ、使用上の注意事項を教育すること。 イ 有機溶剤中毒予防規則第二十八条第一項各号に掲げる物質のうちから、作業環境測定基準により吸光光度分析方法により分析を行うことができるものとされているものを1つ選び、吸光光度分析方法に用いる標準試料を作成すること。 次に、作成した標準試料と同じ物質で、あらかじめ調整された濃度未知の試料の濃度を吸光光度分析方法により測定すること。 ロ 有機溶剤中毒予防規則第二十	12 時間 (1)については、 2 時間 (2)については、 10 時間

	作業環境測定基準によりガスクロマトグラフ分析方法により分析を行うことができるとされているものを1つ選び、ガスクロマトグラフ分析方法に用いる標準試料を作成すること。 次に、作成した標準試料と同じ物質で、あらかじめ調整された濃度未知の試料の濃度をガスクロマトグラフ分析方法により測定すること。 さらに、混合有機溶剤を対象物としたガスクロマトグラフ分析方法の解析の方法について教育すること。	
(※) 令和8年10月1日前の作業環境測定士試験に合格した者が測定士規程第3条に規定する講習の科目のうち「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」を受講する場合は、当該科目の項中「講習科目の範囲及び実施方法」の欄の(5)の事項の次に以下の(6)を追加すること。また、(6)の時間については1時間とし、この場合における当該科目の合計時間は9時間とすること。 (6) 関係法令 個人ばく露測定に関する労働安全衛生法とその関係政省令・告示及び作業環境測定法とその関係政省令・告示について、講義形式により教育すること。		

別紙 2

実技試験の実施方法

講習科目の種類	実施方法
「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」及び「作業環境について行うデザイン及	○受講した講習の科目に応じ、各種試料採取機器のなかから、指示した測定対象物に応じた試料採取機器を選択させるとともにそれらの機器を実際に使用する状態に連結させる。 ○各種簡易測定機器のなかから、指示した測定対象物に応じた簡易測定機器を選択させるとともに、その使用方法を聞く。

	八条第一項各号に掲げる物質のうちから、作業環境測定基準によりガスクロマトグラフ分析方法により分析を行うことができるとされているものを1つ選び、ガスクロマトグラフ分析方法に用いる標準試料を作成すること。 次に、作成した標準試料と同じ物質で、あらかじめ調整された濃度未知の試料の濃度をガスクロマトグラフ分析方法により測定すること。 さらに、混合有機溶剤を対象物質としたガスクロマトグラフ分析方法の解析の方法について教育すること。	
(新設)		

別紙 3

実技試験の実施方法

講習科目の種類	実施方法
規則第25条第1項第2号	○各種サンプリング機器のなかから、指示した測定対象物質に応じたサンプリング機器を選択させるとともにそれらの機器を実際に使用する状態に連結させる。 ○各種簡易測定機器のなかから、指示した測定対象物質に応じた簡易測定機器を選択させるとともに、その使用方法を聞く。

びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）」

「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」

○受講した講習の科目に応じ、各種分析機器のなかから、指示した測定対象物に応じた機器を選択させる。

規則第 25 条第 1 項第 3 号～
第 7 号

○各種分析機器のなかから、指示した測定対象物質に応じた機器を選択させる。

基 発 第 4 6 1 号
昭 和 5 1 年 6 月 1 7 日
一部改正 基 発 第 3 4 2 号
昭 和 5 6 年 6 月 9 日
一部改正 基 発 第 0 3 1 9 0 0 9 号
平 成 1 6 年 3 月 1 9 日
一部改正 基 発 0 1 2 7 第 1 2 号
令 和 2 年 1 月 2 7 日
一部改正 基 発 0 9 0 1 第 1 3 号
令 和 8 年 9 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

作業環境測定士講習について

作業環境測定法(昭和50年法律第28号。以下「法」という。)第5条に定める作業環境測定士講習(以下「講習」という。)の実施については、下記によることとしたので了知の上、適正な運用を期せられたい。

記

1 講習の実施者について

講習は、法第5条の規定に基づき厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けた者(以下「登録講習機関」という。)が行うこと。ただし、法第32条第3項で読み替えて準用する労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第53条の2第1項に定めるときは、同条の規定に基づき都道府県労働局長が行うこと。

2 講習の実施方法について

講習の実施方法については、作業環境測定士規程(昭和51年労働省告示第16号。以下「作環士規程」という。)第3条によるほか、次によること。

(1) 1回の講習の対象人員

イ 作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち「労働衛生管理の実務」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」、「作業

環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」及び「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）」の対象人員は、1回当たり50人以内とすること。

ロ 作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」の対象人員は、1回当たり原則として別紙1の「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」の(2)の項目において使用する機器等の備付け数の合計数に6を乗じて定まる数以内の人数とし、かつ、50人以内とすること。

ハ 作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」の対象人員は、1回当たり別紙1の「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」の(2)の項目において使用する機器等の備付け数の合計数に10を乗じて定まる数以内の人数とし、かつ、50人以内とすること。

ニ 作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」及び「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」の対象人員は、1回当たり原則として別紙1の「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」及び「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」のそれぞれについて(2)の項目において使用する機器等の備付けの数に6を乗じて定まる数以内の人数とし、かつ、50人以内とすること。

(2) 具体的講習方法

各講習科目の具体的講習方法は、別紙1「講習の具体的実施方法」によること。ただし、修了試験については、次の(3)によること。

(3) 修了試験

イ 作環士規程第3条第3項の修了試験(以下「修了試験」という。)は、学科試験及び実技試験により実施するものとし、当該修了試験に係る講習時間の全時間を受講した者に対して行うものであること。

ただし、実技試験は作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち「労働衛生管理の実務」については行わないものとする。

ロ 修了試験は、講習の効果を把握するためのものとし、講習の内容を十分に理解しているか否かの判定ができる程度のものとする。

ハ 学科試験は、次によること。

(イ)学科試験は、筆記試験により行うことを原則とし、受験者が文字を書くことが困難である場合等筆記試験によることができない場合には、口述試験等の代替措置を講じること。
なお、代替措置を実施した場合における試験の時間については、受講者の状況に応じて適切な時間とすること。

(ロ)学科試験の方法については、作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち「労働衛生管理の実務」及び「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）」は、併せて試験を実施するものとし、両科目の講習終了後1時間を当てるものとする。また、同条に規定する講習の科目のうち「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング

法に係るもの」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」、「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」及び「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」については、科目別に試験を行うものとし、講習終了後、それぞれ30分間（「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」の場合は60分間）を当てるものとする。

- (ハ) 学科試験は、作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち「労働衛生管理の実務」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」及び「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）」については、択一式又は記入式により、同条に規定する講習の科目のうち「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」及び「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」については記述式又は実習の際に作成したレポートにより実施すること。

ニ 実技試験は、次によること。

(イ)別紙2に示す方法により行うこと。

(ロ)学科試験の終了後1人当たり数分程度で実施すること。

- (ハ)登録講習機関が別に実施する実技に関する講習(作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務(個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）」、「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」及び「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」について、それぞれ6時間以上とする。)を修了した者又は作業環境測定士の資格を有する者(作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」又は「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」を修了した者で、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」又は「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」のうち修了していない科目を受講するものに限る。)等実技に係る能力を有すると認められる者に対しては省略しても差し支えないものであること。

(4) 講習修了者の決定等

イ 修了試験は、学科試験及び実技試験のそれぞれについて可否を判定し、両方の試験に合格

した者を合格とすること。合否の判定は次によること。

- (イ) 学科試験については、作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち「労働衛生管理の実務」及び「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）」の場合には両科目を合わせて満点を100点とし、両科目を合わせた得点が70点以上の者を、また、作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」、「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」及び「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」の場合には各科目の満点を100点とし、各科目の得点が70点以上の者を合格者とする。
- (ロ) 実技試験については、各科目とも試験問題の7割以上正答した者を合格者とする。
- ロ 作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号。以下「規則」という。）第24条に規定する第一種作業環境測定士講習（以下「第1種講習」という。）の受講者にあつては、作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち、次に掲げる(イ)、(ロ)及び(ハ)についての修了試験に合格した者（当該修了試験に加え、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」又は「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」に係る修了試験に合格した者を含む。）を第1種講習の修了者とする。
- (イ) 「労働衛生管理の実務」
- (ロ) 「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）」
- (ハ) 「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」又は「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」のうち、いずれか1科目以上
- ハ 規則第24条に規定する第二種作業環境測定士講習（以下「第2種講習」という。）の受講者にあつては、作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち、次に掲げる(イ)及び(ロ)を併せた修了試験に合格した者（当該修了試験に加え、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」又は「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」に係る修了試験に合格した者を含む。）を第2種講習の修了者とする。
- (イ) 「労働衛生管理の実務」
- (ロ) 「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）」
- ニ 第1種講習の受講者であつて、作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち、次に掲げ

る(イ)及び(ロ)を併せた修了試験に合格(当該修了試験に加え、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」又は「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」に係る修了試験に合格した者を含む。)したが、同条に規定する講習の科目のうち、次に掲げる(ハ)についての修了試験にも合格しなかった者については、受講者の申請により第2種講習の修了者とすることができること。

(イ)「労働衛生管理の実務」

(ロ)「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務(個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。)」

(ハ)「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」及び「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」のいずれの科目

ホ 第1種講習の受講者であって、作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち、次に掲げる(イ)及び(ロ)を併せた修了試験に合格しなかったが、同条に規定する講習の科目のうち、次に掲げる(ハ)に合格した者については、次回以降の作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち(イ)及び(ロ)を再受講できるものとし、この場合再受講した科目に合格した者(当該修了試験に加え、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」又は「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」に係る修了試験に合格した者を含む。)に対しては、先に合格した科目と併せて第1種講習修了者とすることができること。

(イ)「労働衛生管理の実務」

(ロ)「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務(個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。)」

(ハ)「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」及び「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」のいずれか

「講習の具体的実施方法」

講習の科目	具 体 的 実 施 方 法	時 間
労働衛生管理 の実務	(1) 有害因子と健康障害 ①有害因子の健康に与える影響及び②有害物の取扱いから健康への影響発現に至る経路について、講義方式により教育すること。 (2) 有害物の体内侵入の形態 ①呼吸器を介しての侵入、②消化器を介しての侵入及び③皮膚を介しての侵入の各形態について、講義方式により教育すること。 (3) 有害物の量に関する指標 ①ばく露限界（量－反応、量－影響関係及び許容濃度）、②生物学的限界値、③管理濃度及び④種々の評価基準の位置づけについて、講義方式により教育すること。 (4) 作業環境管理の進め方 ①労働衛生管理における環境管理と健康管理の関係、②作業環境測定の結果に対する評価基準、③作業環境改善の原則及び④作業環境改善の工学的対策について、講義方式により教育すること。	6 時間 (1)～(3)については、合わせて 3 時間 (4)については、 3 時間
作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの	(1) 作業環境測定の目的 作業環境測定における個人サンプリング法によるものの位置付け及び目的について、講義形式により教育すること。 (2) 個人サンプリング法に係るデザインの方法 事前調査の方法並びにその結果を踏まえた①測定対象物の決定、②単位作業場所の設定、③測定対象者の設定方法（C測定及びD測定）、④測定実施日の選定、⑤測定時間帯の設定及び⑥サンプリング時間の設定について、講義形式により教育するとともに、具体的な例題を与え単位作業場所及び測定対象者の設定等をさせ、その結果について討議を行うこと。 また、⑦測定値の整理、⑧測定結果の検討及び⑨評価のための計算の手順について、講義形式により教育するととも	8 時間 (1)及び(2)については合わせて 5 時間

	に、具体的な例題を与え評価させること。 (3) 個人サンプリング法に係るサンプリングの方法 個人サンプリング法の対象物（個人サンプリング法対象特化物、鉛、有機溶剤及び粉じん（遊離けい酸含有率が極めて高いものを除く。））の採取方法及び採取した試料の管理方法について、講義形式により教育するとともに、実際に試料採取機器（個人サンプラー）を取り扱わせて教育すること。 また、採取した試料の分析方法の概要及び定量下限について、講義形式により教育すること。 (4) 簡易測定機器とその取扱い 個人サンプリング法に使用可能な簡易測定機器（検知管方式の測定機器を含む。）の原理及び取扱方法について、講義形式により教育すること。	(3) 及び(4)については合わせて3時間
作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの(※)	(1) 作業環境測定の目的 作業環境測定における個人ばく露測定によるものの位置付け及び目的について、講義形式により教育すること。 (2) 個人ばく露測定に係るデザインの方法 事前調査の方法並びにその結果を踏まえた①測定対象物の決定、②測定対象者の設定方法、③測定実施日の選定、④測定時間帯の設定及び⑤サンプリング時間の設定について、講義形式により教育するとともに、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年4月27日技術上の指針公示第24号。以下「濃度基準値等に係る技術上の指針」という。）の2-2-2及び3-1並びに作業環境測定基準（昭和51年厚生労働省告示第46号）第2条の2、第10条の2、第10条の3、第11条の2、第14条及び第15条について、講義形式により教育するとともに、具体的な例題を与え、濃度基準値等に係る技術上の指針2-2-2に規定する均等ばく露作業の特定及び測定対象者の設定等をさせ、その結果について討議を行うこと。 (3) 個人ばく露測定に係るサンプリングの方法 個人ばく露測定の対象物（粉じん、特定化学物質、溶接ヒューム、鉛、有機溶剤等及びリスクアセスメント対象物）	8時間 (1)、(4)及び(5)については合わせて2時間 (2) 及び(3)については合わせて6時間

	の採取方法及び採取した試料の管理方法について、講義形式により教育するとともに、濃度基準値等に係る技術上の指針の3-2及び4並びに測定基準第2条の2、第10条の2、第10条の3、第11条の1、第14条及び第15条について講義形式により教育するとともに、実際に試料採取機器（個人サンプラー）を取り扱わせて教育すること。 また、採取した試料の分析方法の概要及び定量下限について、講義形式により教育すること。 (4) 個人ばく露測定の結果の評価 濃度基準値等に係る技術上の指針の5について、講義形式により教育すること。 (5) 呼吸用保護具の選択 濃度基準値等に係る技術上の指針の7-2、7-3及び7-4並びに第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等（令和4年厚生労働省告示第341号）第2条、第5条、第8条及び第11条並びに金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る有効な呼吸用保護具の選択方法等（令和2年厚生労働省告示第286号）第2条について、講義形式により教育するとともに、具体的な例題を与え要求防護係数の決定及び適切な保護具の選択をさせ、その結果について討議を行うこと。 また、実際に呼吸用保護具を取り扱わせ、教育すること。	
作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）	(1) 作業環境測定の目的 ①作業環境測定（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）の位置付け及び目的について、講義形式により教育すること。 (2) デザイン（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）の方法 ①測定対象物の決定、②単位作業場所の設定、③測定点の設定方法（A測定及びB測定）、④測定実施日の選定、⑤測定時間帯の設定及び⑥サンプリング時間の設定について、講義形式により教育するとともに、具体的な例題を与え単位作業場所及び測定点の設定等をさせ、その結果について討議を行うこと。	12時間 (1)及び(2)については合わせて6時間

	また、⑦測定値の整理、⑧測定結果の検討及び⑨評価のための計算の手順について、講義形式により教育するとともに、具体的な例題を与え評価させること。 (3) サンプルング（個人サンプルング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）の方法 鉛物性粉じん、特定化学物質、鉛及び有機溶剤等の採取方法及び採取した試料の管理方法について、実際に試料採取機器を取り扱わせ、教育すること。 (4) 簡易測定機器とその取扱い ①相対濃度指示法及び②検知管法の原理及び取扱方法について、実際に簡易測定機器を取り扱わせ、教育すること。	(3) 及び(4)については合わせて6時間
規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務	(1) 重量分析方法、エックス線回折分析方法及び計数方法に用いる分析機器の取扱い上の注意事項について講義方式により教育すること。 (2) 次の事項について分析機器等を実際に取り扱わせ、使用上の注意事項を教育すること。 イ 鉛物性粉じん（石綿を除く。以下同じ。）の濃度の測定 ロ 重量分析方法による鉛物性粉じん中の遊離けい酸含有率の測定 ハ エックス線回折分析方法による鉛物性粉じん中の遊離けい酸含有率の測定 ニ 石綿の繊維数濃度の測定 ホ 石綿の重量濃度の測定	12時間 (1)については、2時間 (2)については、10時間
規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務	(1) 全アルファ放射能計測方法、全ベータ放射能計測方法、全ガンマ放射能計測方法、アルファ線スペクトル分析方法、ベータ線スペクトル分析方法、ガンマ線スペクトル分析方法、放射化学分析方法及び蛍光光度分析方法に用いる分析機器等の取扱い上の注意事項について講義方式により教育すること。 (2) 全アルファ放射能計測方法、全ベータ放射能計測方法、全ガンマ放射能計測方法及びガンマ線スペクトル分析方法により標準線源を用い、その放射能を計測する手法について、分析機器等を実際に取り扱わせ、使用上の注意事項を教育すること。	12時間 (1)については、2時間 (2)については、10時間

規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務	(1) 吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び重量分析方法に用いる分析機器等の取り扱い上の注意事項について講義方式により教育すること。 (2) 次の事項について、分析機器等を実際に取り扱わせ、使用上の注意事項を教育すること。 イ 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第三第一号（6及び8を除く。）及び第二号（3の2、10、11、13、13の2、15の2、21、22、23の3、27の2、33、34の2、34の3及び37を除く。）に掲げる物質のうちから、作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）により吸光光度分析方法により分析を行うことができるとされているものを1つ選び、吸光光度分析方法用の標準試料を作成すること。 次に、作成した標準試料と同じ物質であらかじめ調整された濃度未知の試料の濃度を吸光光度分析方法により測定すること。 ロ イに掲げる物質のうちから、作業環境測定基準によりガスクロマトグラフ分析方法により分析を行うことができるとされているものを1つ選び、ガスクロマトグラフの分析方法用の標準試料を作成すること。 次に、作成した標準試料と同じ物質であらかじめ調整された濃度未知の試料の濃度をガスクロマトグラフ分析方法により測定すること。	12時間 (1)については、 2時間 (2)については、 10時間
規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務	(1) 吸光光度分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び誘導結合プラズマ質量分析方法に用いる分析機器等の取り扱い上の注意事項について講義方式により教育すること。 (2) 次の事項について、分析機器等を実際に取り扱わせ、使用上の注意事項を教育すること。 イ 労働安全衛生法施行令別表第三第一号6並びに第二号3の2、10、11、13、13の2、15の2、21、22、23の3、27の2及び33に掲げる物並びに鉛のうちから作業環境測定基準により吸光光度分析方法により分析を行うことが	12時間 (1)については、 2時間 (2)については、 10時間

	できるとされているものを1つ選び、吸光光度分析方法に用いる標準試料を作成すること。 次に、作成した標準試料と同じ物質で、あらかじめ調整された濃度未知の試料の濃度を吸光光度分析方法により測定すること。 ロ イに掲げる物質のうちから、作業環境測定基準により原子吸光分析方法により分析を行うことができるとされているものを1つ選び、原子吸光分析方法に用いる標準試料を作成すること。 次に、作成した標準試料と同じ物質であらかじめ調整された濃度未知の試料の濃度を原子吸光分析方法により測定すること。	
規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務	(1) 吸光光度分析方法及びガスクロマトグラフ分析方法に用いる分析機器等の取り扱い上の注意事項について講義方式により教育すること。 (2) 次の事項について、分析機器等を実際に取り扱わせ、使用上の注意事項を教育すること。 イ 労働安全衛生法施行令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる物質のうちから、作業環境測定基準により吸光光度分析方法により分析を行うことができるとされているものを1つ選び、吸光光度分析方法に用いる標準試料を作成すること。 次に、作成した標準試料と同じ物質で、あらかじめ調整された濃度未知の試料の濃度を吸光光度分析方法により測定すること。 ロ イに掲げる物質のうちから、作業環境測定基準によりガスクロマトグラフ分析方法により分析を行うことができるとされているものを1つ選び、ガスクロマトグラフ分析方法に用いる標準試料を作成すること。 次に、作成した標準試料と同じ物質で、あらかじめ調整された濃度未知の試料の濃度をガスクロマトグラフ分析方法により測定すること。 さらに、混合有機溶剤を対象物としたガスクロマトグラフ分析方法の解析の方法について教育すること。	12時間 (1)については、 2時間 (2)については、 10時間

(※) 令和8年10月1日前の作業環境測定士試験に合格した者が作環士規程第3条に規定する講習の科目のうち「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」を受講する場合は、当該科目の項中「講習科目の範囲及び実施方法」の欄の(5)の事項の下に以下の(6)を追加すること。また、(6)の時間については1時間とし、この場合における当該科目の合計時間は9時間とすること。

(6) 関係法令

個人ばく露測定に関する労働安全衛生法とその関係政省令・告示及び作業環境測定法とその関係政省令・告示について、講義形式により教育すること。

実技試験の実施方法

講習科目の種類	実 施 方 法
「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」及び「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）」	○受講した講習の科目に応じ、各種試料採取機器のなかから、指示した測定対象物に応じた試料採取機器を選択させるとともにそれらの機器を実際に使用する状態に連結させる。 ○各種簡易測定機器のなかから、指示した測定対象物に応じた簡易測定機器を選択させるとともに、その使用方法を聞く。
「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」	○受講した講習の科目に応じ、各種分析機器のなかから、指示した測定対象物に応じた機器を選択させる。

別添通達2

基安計発 0902 第1号
基安安発 0902 第1号
基安労発 0902 第3号
基安化発 0902 第1号
令和8年9月2日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
計 画 課 長
安 全 課 長
労 働 衛 生 課 長
化学物質対策課長
(契印省略)

「インターネット等を介したeラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について」の改正について

標記については、「インターネット等を介したeラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について」(令和3年1月25日付け基安安発0125第2号・基安労発0125第1号・基安化発0125第1号。以下「eラーニング通達」という。)により、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第59条第3項に規定する安全又は衛生のための特別の教育以外の厚生労働省がカリキュラム等を定める労働災害の防止のために必要な安全衛生教育及び研修に関して、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用して行う通信制の職業訓練等(以下「eラーニング等」という。)を実施する際の基本的な考え方及び留意事項が示されているところである。

今般、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号。以下「改正法」という。)並びに労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和8年厚生労働省令第116号。以下「令和8年改正省令」)がそれぞれ令和7年5月14日、令和8年7月29日に公布されたことに伴い、eラーニング通達を下記のとおり改正するので、事業者並びに安全衛生教育及び研修の実施機関等への周知、指導について遺漏なきを期されたい。

なお、改正後のeラーニング通達は、別添で示すとおりである。

記

1 改正の趣旨

改正法による改正後の作業環境測定法（昭和50年法律第28号。以下「作環法」という。）第5条に規定する講習について、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示（令和8年厚生労働省告示第325号。以下「令和8年改正告示」という。）により、作業環境測定士規程（昭和51年労働省告示第16号）を改正し、作環法第5条に規定する講習の科目に「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」を新たに追加したこと等に伴う所要の改正を行う。

また、令和8年改正省令による改正後の作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号）第3条の5に規定するサンプリング補助者講習について、サンプリング補助者講習規程（令和8年厚生労働省告示第293号）を新たに定め、サンプリング補助者講習の講習科目等が規定したことから、サンプリング補助者講習についてeラーニング等による講習を実施できることとするため、別表にサンプリング補助者講習を追加する。

なお、有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第44号。以下「令和6年改正省令」という。）は令和8年9月1日に廃止となるが、令和8年改正省令附則第3条第1項の規定により、令和8年9月1日に現に令和6年改正省令附則第3条第2項の規定による登録を受けている登録個人ばく露測定講習機関については、その登録を受けた日から起算して5年を経過する日までの間は、引き続き令和6年改正省令による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第1条の2の44の17第1項柱書に規定する個人ばく露測定講習を実施することができることとしていることから、別表にその旨を追記するとともに、所要の改正を行う。

2 eラーニング通達の一部改正

- ・別表の「作業環境測定士登録講習（※16）」の行を別紙1のとおり改正する。
- ・別表の「個人ばく露測定講習（※18）」の行を別紙2のとおり改正する。
- ・別表の「個人ばく露測定講習（※18）」の行の次に別紙3の行を加える。
- ・別表欄外の（※16）を以下のとおり改める。

作環法第5条の講習

- ・別表欄外の（※18）を以下のとおり改める。

有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第44号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第1条の2

の44の17第1項柱書に規定する個人ばく露測定講習（令和6年改正省令は令和8年9月1日に廃止。ただし、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和8年厚生労働省令第116号。以下「令和8年改正省令」という。）附則第3条第1項の規定により、同日までに令和6年改正省令附則第3条第2項の規定により登録を受けた登録個人ばく露測定講習機関（以下「旧登録個人ばく露測定講習機関」という。）は、その登録の日から起算して5年を経過するまでの間は、引き続きこの講習を実施することができることとされている。）

- ・別表欄外の（※18）の次に以下を加える。

（※19）作環則第3条の5に規定するサンプリング補助者講習（令和8年改正省令附則第12条及び第13条の規定により令和8年10月1日前に実施されるものを含む。）

- ・別表欄外の（※32）を以下のとおり改める。

（※33）個人ばく露測定講習規程（令和6年厚生労働省告示第93号）（令和8年9月1日に廃止。ただし、旧登録個人ばく露測定講習機関については、登録の日から起算して5年を経過するまでの間は、個人ばく露測定講習（※18）について、なおその効力を有するものとされている。）

- ・別表欄外の（※32）の次に以下を加える。

（※34）サンプリング補助者講習規程（令和8年厚生労働省告示第293号）

- ・（※19）を（※20）に、（※20）を（※21）に、（※21）を（※22）に、（※22）を（※23）に、（※23）を（※24）に、（※24）を（※25）に、（※25）を（※26）に、（※26）を（※27）に、（※27）を（※28）に、（※28）を（※29）に、（※29）を（※30）に、（※30）を（※31）に、（※31）を（※32）に、（※32）を（※33）に、（※33）を（※35）に改める。

作業環境測定士登録講習 (※16)	講習範囲が告示(※31)第3条第1項に定める範囲を満たすこと	講習時間が、告示(※31)第3条第1項に定める時間以上であることが担保できること	講師については、作業環境測定法(昭和50年法律第28号。以下「作環法」という。)別表第3各号の表の科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有するとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	実技講習について講師と同一場所で行うこと	修了試験のうち筆記試験を登録講習機関の監視者と同場所で行うこと	登録講習機関が設定した会場に集合して実施することにより、作業環境測定法施行規則(昭和50年労働省令第20号。以下「作環則」という。)第44条第4号ロに規定する講習の業務を管理する者が作業環境測定士登録講習の実施状況を把握することができること	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に回答できるよう双方向性が確保されていること	【1】又は【2】の要件を満たしていること 【1】告示(※31)第3条に規定する講習の科目のうち「労働衛生管理の実務」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」及び「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務(個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。)」は、会場ごとに50人以内の受講者としていること 【2】 以下の①から③までに掲げる要件のうち、①の要件を満たし、かつ、②又は③の要件を満たしていること ① 会場ごとに50人以内の受講者としていること ② 告示(※31)第3条に規定する講習の科目のうち「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」は、作環法別表第2に掲げる機械器具その他の設備1台当たり10人以内の受講者としていること ③ 告示(※31)第3条に規定する講習の科目のうち「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」及び「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」は、作環法別表第2に掲げる機械器具その他の設備1台当たり6人以内の受講者としていること	—
----------------------	--------------------------------	--	--	----------------------	---------------------------------	--	--	---	---

個人ばく露測定講習（※18）	講習範囲が、告示（※33）第1条に定める範囲を満たすこと	講習時間が、告示（※33）第1条に定める時間以上であることが担保できること	講師については、登録省令第1条の2の44の19第1項第3号（令和8年9月1日以降は、令和8年改正省令附則第3条第1項の規定によりなお効力を有することとされた令和6年改正省令第5条の規定による改正後の登録省令第1条の2の44の19第1項第3号）の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有することが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	実技講習について講師と同一場所対面により実施していること	修了試験について登録個人ばく露測定講習機関の監視者と同場所対面により実施すること	登録個人ばく露測定講習機関が設定した会場に集合して実施することにより、登録省令第1条の2の44の19第1項第4号（令和8年9月1日以降は、令和8年改正省令附則第3条第1項の規定によりなお効力を有することとされた令和6年改正省令第5条の規定による改正後の登録省令第1条の2の44の19第1項第4号）に規定する個人ばく露測定講習の業務を管理する者が個人ばく露測定講習の実施状況を把握することができること	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に応答できるよう双方向性が確保されていること	会場ごとに50人以内の受講者とし、かつ、登録省令第1条の2の44の19第1項第1号（令和8年9月1日以降は、令和8年改正省令附則第3条第1項の規定によりなお効力を有することとされた令和6年改正省令第5条の規定による改正後の登録省令第1条の2の44の19第1項第1号）に掲げる機械器具その他の設備1台当たり10人以内の受講者としていること	—
----------------	------------------------------	---------------------------------------	---	------------------------------	--	---	--	--	---

サンプリング補助者講習 (※19)	講習範囲が、告示(※34)第1条に定める範囲を満たすこと	講習時間が、告示(※34)第1条に定める時間以上であることが担保できること	講師については、作環則第51条の12第1項第3号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有することが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	実技講習について講師と同一場所で対面により実施していること	修了試験について登録サンプリング補助者講習機関の監視者と同一場所で行うこと	登録サンプリング補助者講習機関が設定した会場に集合して実施することにより、作環則第51条の12第1項第4号に規定する個人ばく露測定講習の業務を管理する者がサンプリング補助者講習の実施状況を把握することができること	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に応答できるよう双方向性が確保されていること	会場ごとに50人以内の受講者とし、かつ、作環則第51条の12第1項第1号に掲げる機械器具その他の設備1台当たり10人以内の受講者として —
----------------------	------------------------------	---------------------------------------	--	-------------------------------	---------------------------------------	--	--	--

基安安発 0125 第2号
 基安労発 0125 第1号
 基安化発 0125 第1号
 令和3年1月25日
 基安計発 1227 第1号
 基安安発 1227 第2号
 基安労発 1227 第1号
 基安化発 1227 第1号
 一部改正 令和5年12月27日
 基安計発 0404 第1号
 基安安発 0404 第1号
 基安労発 0404 第1号
 基安化発 0404 第1号
 一部改正 令和6年4月4日
 基安計発 0902 第1号
 基安安発 0902 第1号
 基安労発 0902 第3号
 基安化発 0902 第1号
 一部改正 令和8年9月2日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
 計画課長
 安全課長
 労働衛生課長
 化学物質対策課長
 (契印省略)

インターネット等を介したeラーニング等により行われる
 労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第59条第3項に規定する
 安全又は衛生のための特別の教育（以下「特別教育」という。）に係る当面の考え方につい
 ては、令和2年3月26日付け基安安発0326第1号、基安労発0326第2号、基安化発0326
 第1号「インターネット等を介したeラーニングにより行われる特別教育の当面の考え方等

について」(以下「特別教育通達」という。)により示したところであるが、特別教育以外の厚生労働省がカリキュラム等を定める労働災害の防止のために必要な安全衛生教育及び研修(以下「安全衛生教育等」という。)についてもインターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用して行う通信制の職業訓練等(以下「eラーニング等」という。)を実施する動きが認められるところである。

この状況を踏まえ、今般、安全衛生教育等を e ラーニング等により実施することについて、下記のとおり基本的な考え方及び留意事項を示すこととしたので、事業者及び安全衛生教育等の実施機関等に対する周知、指導について遺漏なきを期されたい。

なお、本通達をもって、特別教育通達は廃止する。

記

1 基本的な考え方

労働災害を防止するためには、作業に就く労働者に対し、必要な安全衛生教育等を適切に実施することが極めて重要であることから、法では、新規雇入れ時のほか、作業内容変更時においても安全衛生教育を行うべきことを定め、また、危険・有害業務に就く者に対する特別の教育や職長等の現場監督者、その他事業場の安全衛生担当者等に対する安全衛生教育等を行うべきことを定めている。

近年の急速なデジタル技術の進展に伴い、e ラーニング等により安全衛生教育等を実施することへのニーズが高まっているが、e ラーニング等により安全衛生教育等を行う場合においても、対面による方法と同等の教育効果を担保するため、安全衛生教育等の実施者は、記の2に掲げる事項に留意する必要がある。

さらに、第4回デジタル臨時行政調査会(※)において策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」において、アナログ規制等に関する法令約1万条項について、点検・見直しを行うこととされたことを受け、令和4年12月にはこれら規制等に係る法令の見直しに向けた工程表が公表されており、一連の見直しの中では、各種法令等に基づき行われている対面講習について、①受講申込のオンライン手続きや受講票のデジタル発行、②オンラインによる講習受講、③受講修了証のデジタル発行等を含むデジタル完結を基本とする対応が求められていることから、こうした点も踏まえて対応していく必要がある。

※デジタル臨時行政調査会

デジタル改革、規制緩和、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造改革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的として、令和3年11月に設置された(会長：内閣総理大臣)。なお、同調査会は令和5年10月6日に廃止され、同趣旨の会議体として、同日、デジタル行財政改革会議(議長：内閣総理大臣)が設置されている。

2 各手続き段階における留意事項

(1) 受講申込時について

受講申込についてオンライン手続きとする場合（オンライン手続きと郵送・窓口手続きのいずれも可能とする場合を含む）は、申請情報等の電子的情報に係る情報セキュリティ対策を適切に講じる必要があること。

(2) 講習実施時について

eラーニング等により安全衛生教育等を行う場合であっても、法定の科目の範囲、教育時間及び講師の要件を満たした上で、教本等必要な教材を用いて行うとともに、受講者が受講した事実を適切に確認する必要があること。

なお、個別の教育ごとに講習実施時に満たすべき要件については、別表のとおりであるので、留意すること。

(3) 受講修了証の発行等について

受講修了証について、デジタル発行とする場合（デジタル発行と紙媒体での発行を選択的に可能とする場合を含む）は、電子証明書等の電子的な真正性の担保に留意すること。

また、法第76条第1項の規定による技能講習のうち、法第61条第1項に規定されている就業制限に係る業務に係るものについては、同上第3項の規定により、当該業務に従事する者は資格を証する書面の携帯が義務付けられているため、デジタル発行が認められていないことにも併せて留意すること。

別表 e ラーニングにより行われる雇入れ時等教育等の実施時に満たすべき要件

	e ラーニング等の 内容	e ラーニング等の 教材の閲覧・視聴 等の時間の担保	使用されている映像教 材又はウェブサイト動 画等に出演する講師並 びに当該映像教材又は ウェブサイト動画等を 作成する者及び監修す る者	実技、修了試験等		実施場所、質問対 応		人数	討議方式として実 施する教育	備考
安全管理者選任時 研修(※1)	研修内容が、告示 (※20) 第1号に 定める範囲を満た すこと	研修時間が、告示 (※20) 第1号に 定める時間以上で あることが担保で きること	講師については告示 (※20) 第2号に定め る講師として必要な能 力を有することが確認で できるとともに、動画作 成者・監修者について も十分な知識又は経験 を有することが確認で きること	—	—	—	受講者からの質問 があった際に受付 け回答できる体制 があること	会場ごとにおおむ ね100人以内の受 講者としているこ と	—	※35
衛生工学衛生管理 者講習(※2)	講習内容が、告示 (※21) 第3条第 1号に定める範囲 を満たすこと	講習時間が、告示 (※21) 第3条第 1号に定める時間 以上であることが 担保できること	講師については労働安 全衛生法及びこれに基 づく命令に係る登録及 び指定に関する省令 (昭和47年労働省令第 44号。以下「登録省 令」という。)第1条 の2の2の2第1項第 2号に定める講師の要 件を満たすことが確認 できるとともに、動画 作成者・監修者につい ても十分な知識又は経 験を有することが確認 できること	—	修了試験について 登録衛生工学衛生 管理者講習機関の 監視者と同一場所 で対面により実施 していること	登録衛生工学衛生 管理者講習機関が 設定した会場に集 合して実施するこ とにより、登録省 令第1条の2の2 の2第1項第3号 に規定する衛生工 学衛生管理者講習 の業務を管理する 者が衛生工学衛生 管理者講習の実施 状況を把握するこ とができること	受講者からの質問 があった際に、講 師が講義中に適切 に回答できるよう 双方向性が確保さ れていること	会場ごとにおおむ ね100人以内の受 講者としているこ と	—	

安全管理者等教育 (※3)	教育内容が指針 (※22)に定める 範囲を満たすこと	教育時間が、指針 (※22)に定める 時間以上であるこ とが担保できるこ と	講師については指針 (※22)に定める講師 の要件を満たすことが 確認できるとともに、 動画作成者・監修者に についても十分な知識又 は経験を有することが 確認できること	—	—	—	受講者からの質問 があった際に受付 け回答できる体制 があること	—	同一時間に参加し た受講者の相互の やりとりが可能と なるよう双方向性 が確保されている こと	※35
雇入れ時等の教育 (※4)	教育内容が安衛則 第35条第1項に 定める範囲を満た すこと	受講していること を担保できること	—	雇入れ時等の教育 のうち、実技教育 について、講師と 同一場所で対面によ り実施しているこ と	—	—	受講者からの質問 があった際に受付 け回答できる体制 があること	—	—	※35
特別教育	教育内容が各特別 教育規程に定める 範囲を満たすこと	教育時間が、各特 別教育規程に定め る時間以上である ことが担保できる こと	いずれも十分な知識又 は経験を有することが 確認できること	特別教育のうち、 実技教育について、 講師と同一場所 で対面により実施 していること	—	—	受講者からの質問 があった際に受付 け回答できる体制 があること	—	—	※35
職長等の教育(※ 5)	教育内容が法第 60条に定める範 囲を満たすこと	教育時間が、安衛 則第40条第2項 に定める時間以上 であることが担保 できること	いずれも十分な知識又 は経験を有することが 確認できること	—	—	—	受講者からの質問 があった際に受付 け回答できる体制 があること	15人以内の受講 者をもって一単位 としていること	同一時間に参加し た受講者の相互の やりとりが可能と なるよう双方向性 が確保されている こと	※35
技能講習(※6)	講習範囲が各技能 講習規程に定める 範囲を満たすこと	講習時間が、各技 能講習規程に定め る時間以上である ことが担保できる こと	講師については各技能 講習規程に定める講師 の要件を満たすことが 確認できるとともに、 動画作成者・監修者に についても十分な知識又 は経験を有することが 確認できること	実技講習について 講師と同一場所で 対面により実施し ていること	修了試験について 登録教育機関の監 視者と同一場所で 対面により実施し ていること	登録教育機関が設 定した会場に集合 して実施すること により、法第77 条第2項第3号に 規定する業務を管 理する者が技能講 習の実施状況を把 握できること	受講者からの質問 があった際に、講 師が講義中に適切 に応答できるよう 双方向性が確保さ れていること	学科講習につい て、会場ごとにお おむね100人以内 の受講者としてい ること	—	

コンサルタント講習(※7)	講習範囲が告示(※23)に定める範囲を満たすこと	講習時間が、告示(※23)に定める時間以上であることが担保できること	講師については登録省令第25条の6第1項第2号に定める講師の要件を満たすことが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	—	—	—	受講者からの質問があった際に受け付け回答できる体制があること	会場ごとにおおむね100人以内の受講者としていること	—	※35
筆記試験免除講習(※8)	講習範囲が告示(※24)に定める範囲を満たすこと	講習時間が、告示(※24)に定める時間以上であることが担保できること	講師については登録省令第25条の21第1項第4号に定める講師の要件を満たすことが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	—	—	—	受講者からの質問があった際に受け付け回答できる体制があること	会場ごとにおおむね100人以内の受講者としていること	—	※35
計画作成者参画研修(※9)	講習範囲が告示(※25)に定める範囲を満たすこと	講習時間が、告示(※25)に定める時間以上であることが担保できること	講師については、登録省令第55条第1項第2号に定める講師の要件を満たすことが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	—	—	—	受講者からの質問があった際に受け付け回答できる体制があること	—	—	※35
労働災害防止業務従事者講習(※10)	講習範囲が告示(※26)に定める範囲を満たすこと	講習時間が、告示(※26)に定める時間以上であることが担保できること	講師については、登録省令第69条第1項第4号に定める講師の要件を満たすことが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	—	—	—	受講者からの質問があった際に受け付け回答できる体制があること	—	—	※35

指定就業制限業務 従事者講習 (※ 11)	講習範囲が告示 (※27) に定める 範囲を満たすこと	講習時間が、告示 (※27) に定める 時間以上であるこ とが担保できるこ と	講師については、登録 省令第83条第4号に 定める講師の要件を満 たすことが確認でき るとともに、動画作成 者・監修者についても 十分な知識又は経験を 有することが確認でき ること	—	—	—	受講者からの質問 があった際に受付 け回答できる体制 があること	—	—	※35
化学物質管理者講 習 (※12)	講習範囲が告示 (※28) 第1号に 定める範囲を満た すこと	講習時間が、告示 (※28) 第1号に 定める時間以上で あることが担保で きること	講師については告示 (※28) 第2号に定め る講師の要件を満た すことが確認できると ともに、動画作成者・監 修者についても十分な 知識又は経験を有する ことが確認できること	講習のうち、実技 について、講師と 同一場所に対面 により実施している こと	—	—	受講者からの質問 があった際に受付 け回答できる体制 があること	講義について、会 場ごとにおおむね 100人以内の受講 者としていること	—	※35
建築物石綿含有建 材調査者講習 (※ 13)	講習の講義の内容 が三省告示第7条 第2項第5号に定 める範囲を満たす こと	講習の講義時間 が、三省告示第7 条第2項第5号に 定める時間以上で あることが担保で きること	講師については三省告 示第5条第1項第3号 に定める講師の要件を 満たすことが確認でき るとともに、動画作成 者・監修者についても 十分な知識又は経験を 有することが確認でき ること	実地研修について 講師と同一場所 で対面により実施し ていること	筆記試験による修 了考査について建 築物石綿含有建材 調査者講習実施機 関の監視者と同一 場所に対面により 実施し、口述試験 による修了考査を 対面により実施し ていること	建築物石綿含有建 材調査者講習実施 機関が設定した会 場に集合して実施 することにより、 三省告示第5条第 1項第6号に規定 する建築物石綿含 有建材調査者講習 事務を管理する者 が当該講習の実施 状況を把握できる こと	受講者からの質問 があった際に、講 師が講義中に適切 に回答できるよう 双方向性が確保さ れていること	学科講習につい て、会場ごとにお おむね100人以内 の受講者としてい ること	—	
工作物石綿事前調 査者講習 (※14)	講習の講義の内容 が三省告示第16 条の6第2項第4 号に定める範囲を 満たすこと	講習の講義時間 が、三省告示第 16条の6第2項 第4号に定める時 間以上であること が担保できること	講師については三省告 示第16条の4第1項 第3号に定める講師の 要件を満たすことが確 認できるとともに、動 画作成者・監修者につ いても十分な知識又は	—	筆記試験による修 了考査について工 作物石綿事前調査 者講習実施機関の 監視者と同一場所 で対面により実施 していること	工作物石綿事前調 査者講習実施機関 が設定した会場に 集合して実施する ことにより、三省 告示第16条の4 第1項第4号に規	受講者からの質問 があった際に、講 師が講義中に適切 に回答できるよう 双方向性が確保さ れていること	学科講習につい て、会場ごとにお おむね100人以内 の受講者としてい ること	—	

			経験を有することが確認できること			定する工作物石綿事前調査者講習事務を管理する者が当該講習の実施状況を把握できること				
分析調査講習（※15）	学科講習の内容が告示（※29）第2条第2号及び通達（※30）に定める範囲を満たすこと	学科講習の講習時間が、告示（※29）第2条第2号に定める時間以上であることが担保できること	講師については通達（※30）に定める講師の要件を満たすことが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	実地研修について講師と同一場所に対面により実施していること	筆記試験による修了審査について分析調査講習実施機関の監視者と同一場所に対面により実施していること及び口述試験による修了審査を対面による実施していること	分析調査講習機関が設定した会場に集合して実施することにより、分析調査講習実施機関が当該講習の実施状況を把握できること	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に回答できるよう双方向性が確保されていること	学科講習について、会場ごとにおおむね100人以内の受講者としてしていること	—	
作業環境測定士登録講習（※16）	講習範囲が告示（※31）第3条第1項に定める範囲を満たすこと	講習時間が、告示（※31）第3条第1項に定める時間以上であることが担保できること	講師については、作業環境測定法（昭和50年法律第28号。以下「作環法」という。）別表第3各号の表の科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有することが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	実技講習について講師と同一場所に対面により実施していること	修了試験のうち筆記試験を登録講習機関の監視者と同一場所に対面により実施し、口述試験を対面により実施していること	登録講習機関が設定した会場に集合して実施することにより、作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号。以下「作環則」という。）第44条第4号ロに規定する講習の業務を管理する者が作業環境測定士登録講習の実施状況を把握することができること	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に回答できるよう双方向性が確保されていること	【1】又は【2】の要件を満たしていること 【1】告示（※31）第3条に規定する講習の科目のうち「労働衛生管理の実務」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」及び「作	—	

								業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務 (個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。)」は、会場ごとに50人以内の受講者として いること 【2】 以下の①から③までに掲げる要件のうち、①の要件を満たし、かつ、②又は③の要件を満たしていること ① 会場ごとに50人以内の受講者として いること ② 告示(※31)第3条に規定する講習の科目のうち「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」は、作業法別表第2に掲げる機械器具その他の設備1台当たり10人以内の受講者として いること ③ 告示(※31)第3条に規定する講習の科目のうち		
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

								「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」及び「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」は、作業法別表第2に掲げる機械器具その他の設備1台当たり6人以内の受講者としていること		
試験免除講習（※17）	講習範囲が告示（※32）に定める範囲を満たすこと	講習時間が、告示（※32）に定める時間以上であることが担保できること	講師については作業規則第17条の4第1項第2号に定める講師の要件を満たすことが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	—	筆記試験について登録試験免除講習機関の監視者と同一場所で対面により実施していること	登録試験免除講習機関が設定した会場に集合して実施することにより、作業規則第17条の4第1項第3号に規定する試験免除講習の業務を管理する者が講習の実施状況を把握することができること	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に回答できるよう双方向性が確保されていること	会場ごとにおおむね100人以内の受講者としていること	—	
個人ばく露測定講習（※18）	講習範囲が、告示（※33）第1条に定める範囲を満たすこと	講習時間が、告示（※33）第1条に定める時間以上であることが担保できること	講師については、登録省令第1条の2の44の19第1項第3号（令和8年9月1日以降は、令和8年改正省	実技講習について講師と同一場所に対面により実施していること	修了試験について登録個人ばく露測定講習機関の監視者と同一場所に対	登録個人ばく露測定講習機関が設定した会場に集合して実施することにより、登録省令第	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に回答できるよう	会場ごとに50人以内の受講者とし、かつ、登録省令第1条の2の44の19第1項第	—	

			令附則第3条第1項の規定によりなお効力を有することとされた令和6年改正省令第5条の規定による改正後の登録省令第1条の2の44の19第1項第3号)の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有することが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること		面により実施すること	1条の2の44の19第1項第4号(令和8年9月1日以降は、令和8年改正省令附則第3条第1項の規定によりなお効力を有することとされた令和6年改正省令第5条の規定による改正後の登録省令第1条の2の44の19第1項第4号)に規定する個人ばく露測定講習の業務を管理する者が個人ばく露測定講習の実施状況を把握することができること	双方向性が確保されていること	1号(令和8年9月1日以降は、令和8年改正省令附則第3条第1項の規定によりなお効力を有することとされた令和6年改正省令第5条の規定による改正後の登録省令第1条の2の44の19第1項第1号)に掲げる機械器具その他の設備1台当たり10人以内の受講者としていること			
サンプリング補助者講習(※19)。	講習範囲が、告示(※34)第1条に定める範囲を満たすこと	講習時間が、告示(※34)第1条に定める時間以上であることが担保できること	講師については、作環則第51条の12第1項第3号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有することが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	実技講習について講師と同一場所で対面により実施していること	修了試験について登録サンプリング補助者講習機関の監視者と同一場所で対面により実施すること	登録サンプリング補助者講習機関が設定した会場に集合して実施することにより、作環則第51条の12第1項第4号に規定するサンプリング補助者講習の業務を管理する者がサンプリング補助者講習の実施状況を把握することができること	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に応答できるよう双方向性が確保されていること	会場ごとに50人以内の受講者とし、かつ、作環則第51条の12第1項第1号に掲げる機械器具その他の設備1台当たり10人以内の受講者としていること	—		

(※1) 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)第5条第1号の厚生労働大臣が定める研修

(※2) 安衛則別表第4衛生工学衛生管理者免許の項第1号の都道府県労働局長の登録を受けた者が行う衛生工学衛生管理者講習

(※3) 法第19条の2の第2項の規定による教育

- (※4) 法第59条第1項及び第2項の規定による雇入れ時等の教育
- (※5) 法第60条の規定による職長等の教育
- (※6) 法第76条第1項の規定による技能講習
- (※7) 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和48年労働省令第3号。以下「コンサル則」という。）第2条第7号及び第11条第10号の講習
- (※8) コンサル則第13条第1項の講習
- (※9) 安衛則別表第9の表の資格の欄の研修
- (※10) 法第99条の2第2項の講習
- (※11) 法第99条の3第1項の講習
- (※12) 安衛則第12条の5第3項第2号イの厚生労働大臣が定める化学物質管理に関する講習
- (※13) 建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号。以下、「三省告示」という。）第2条第2項の規定による建築物石綿含有建材調査者講習
- (※14) 三省告示第2条第5項の規定による建築物石綿含有建材調査者講習
- (※15) 石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（令和2年厚生労働省告示第277号）に基づく分析調査講習
- (※16) 作業法第5条の講習
- (※17) 作環則第17条第2号の講習又は同条第16号の講習
- (※18) 有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第44号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第1条の2の44の17第1項柱書に規定する個人ばく露測定講習（令和6年改正省令は令和8年9月1日に廃止。ただし、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和8年厚生労働省令第116号。以下「令和8年改正省令」という。）附則第3条第1項の規定により、同日までに令和6年改正省令附則第3条第2項の規定により登録を受けた登録個人ばく露測定講習機関（以下「旧登録個人ばく露測定講習機関」という。）は、その登録の日から起算して5年を経過するまでの間は、引き続きこの講習を実施することができることとされている。）
- (※19) 作環則第3条の5に規定するサンプリング補助者講習（令和8年改正省令附則第12条及び第13条の規定により令和8年10月1日前に実施されるものを含む。）
- (※20) 労働安全衛生規則第五条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成18年厚生労働省告示第24号）
- (※21) 衛生管理者規程（昭和47年労働省告示第94号）
- (※22) 労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針（平成元年5月22日付け能力向上教育指針公示第1号）
- (※23) 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第二十五条の六第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるコンサルタント講習の講習科目の範囲及び時間（平成21年厚生労働省告示第140号）
- (※24) 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第二十五条の二十一第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める筆記試験免除講習の講習科目の範囲及び時間（平成21年厚生労働省告示第141号）
- (※25) 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第五十五条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める計画作成参画者研修の研修科目の範囲及び時間（平成21年厚生労働省告示第142号）
- (※26) 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第六十九条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める労働災害防止業務従事者講習の講習科目の範囲及び時間（平成21年厚生労働省告示第143号）
- (※27) 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第八十三条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める就業制限業務従事者講習の講習科目の範囲及び時間（平成21年厚生労働省告示第144号）
- (※28) 労働安全衛生規則第十二条の五第三項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習（令和4年厚生労働省告示第276号）
- (※29) 石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（令和2年厚生労働省告示第277号）
- (※30) 令和2年9月1日付け基発0901第10号「石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について」
- (※31) 作業環境測定士規程（昭和51年労働省告示第16号）
- (※32) 作業環境測定法施行規則第十七条の四第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める試験免除講習の講習科目の範囲、時間及び試験方法（平成21年厚生労働省告示第146号）
- (※33) 個人ばく露測定講習規程（令和6年厚生労働省告示第93号）（令和8年9月1日に廃止。ただし、旧登録個人ばく露測定講習機関については、登録の日から起算して5年を経過するまでの間は、個人ばく露測定講習（※18）について、なおその効力を有するものとされている。）

(※34) サンプル補助者講習規程（令和8年厚生労働省告示第293号）

(※35) 受講者が受講した事実及び教材の閲覧・視聴等による教育時間が法令で定める教育時間以上であることを、教育を実施する者が担保する必要があり、具体的には次のような確認方法があること。

（ア）受講者を1か所に集合させず、例えば、ビデオ会議ツール等を用い、リアルタイムで講師が受講状況を確認しながら教育を行う方法

（イ）使用されている映像教材又はウェブサイト動画等について、動画の再生記録やパソコンの操作記録等に基づき教育を実施する者が受講状況を確認する方法

（ウ）上記（ア）及び（イ）のほか、教育時間について、教育を実施する者が合理的に証明できる方法